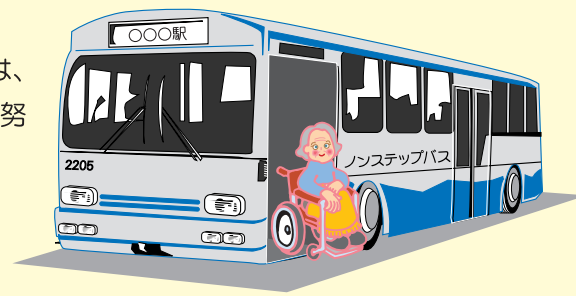


公共車両等に関する規定

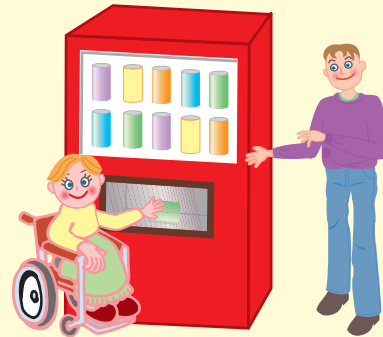
◆公共車両等

鉄道の旅客車、バス、タクシー、旅客船の所有者や管理者は、すべての人が安全かつ快適に利用できるような整備に努めてください。



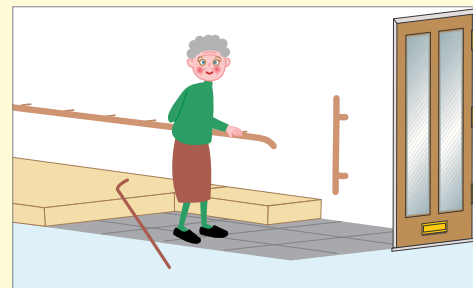
◆公共工作物

信号機、案内標識、バス停留所、タクシー乗場、現金自動支払所、自動販売機などの所有者や管理者は、すべての人が安全かつ快適に利用できるような整備に努めてください。



◆住宅等

住宅や宅地を供給する者は、すべての人が安全かつ快適に利用できるように整備された住宅等の提供に努めてください。



とくしまユニバーサルデザイン



「気づくこと、
そこから始まる
ユニバーサル」

発行 徳島県保健福祉部保健福祉政策課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2167 FAX 088-621-2839
メールアドレス hokenfukushiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp



徳島県ユニバーサルデザイン による まちづくりの推進に関する条例



～みんなで築く、住みやすいまち徳島～



ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例

趣旨

少子高齢化や国際化が進展するとともに、生活様式が多様化するなど社会環境が大きく変化する中において、私たちの郷土では、鳴門の渦潮や太平洋を臨む海岸線、吉野川や剣山など豊かな自然の中で、古来から来訪者を温かくもてなす思いやりの心が育まれてきました。

このような社会環境や伝統を踏まえ、地域社会の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現することは、私たち徳島県民の願いです。

こうした社会を実現するためには、すべての人が、年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、人の持つ違いやそれぞれの特性を互いに理解し、尊重し合いながら、主体性を持ってはつらつと生活できる環境づくりを進めることが重要です。

このため、県民、事業者、行政が互いに協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たし、現状に甘んずることなく一体となってユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むため、この条例を制定しました。

◇総合的取り組み(ハード・ソフト両面からの取り組みが必要です。)

ハード面→まち全体を面としてとらえて、一体的な整備を図ることが必要です。
(施設ごとの「点」での整備ではなく、点と点をつなぐ「線」として、さらには「面」として整備することを目指します。)

ソフト面→ユニバーサルデザインに関する理解が深まり、すべての人が主体的に取り組む意識づくりが必要です。

◇継続的取り組み

施設、製品、サービスをより利用しやすいものとするために、柔軟に、できるところから、より良いものを求めて、継続的に取り組むことが必要です。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的能力、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスを計画、設計する考え方です。

ユニバーサルデザインによるまちづくり

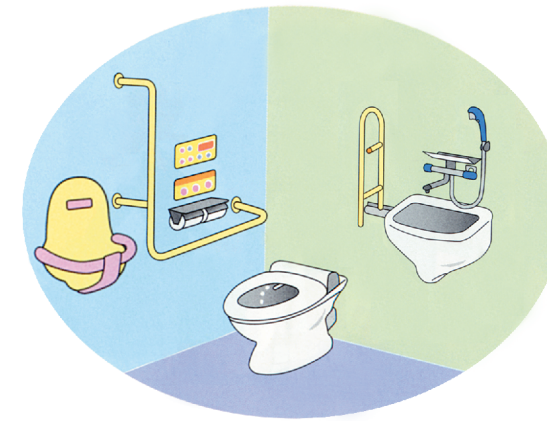
ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、街づくり(施設の整備)、ものづくり(製品の製造)、情報環境づくり(役務の提供)、意識づくり(啓発活動等)を通じて、地域に暮らすすべての人が住みやすい社会を実現するための取り組みです。

【基本理念】

- ① すべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮すること。
→利用者の意見を尊重することが大切です。

* 安全…うっかりミスや間違いが危険につながらないもの。
快適…利用方法や内容がわかりやすいもの。不自由なく楽に利用できるもの。

- ② 環境の保全に配慮すること。
 - ③ 文化・伝統などの社会的状況に配慮すること。
- ユニバーサルデザインは画一されたものではなく、地域の自然、産業、文化などに応じた特性を生かすことが必要です。

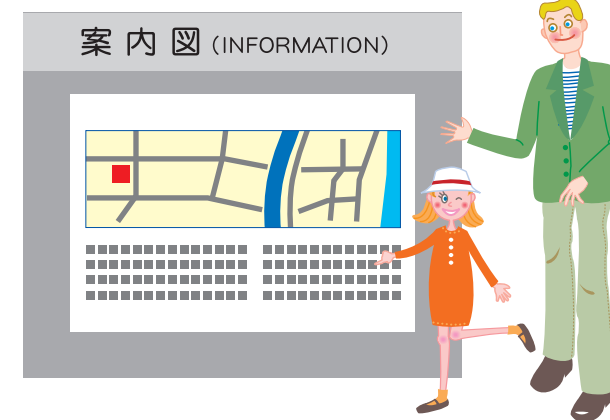


駐車場

- 車いす使用者用駐車施設を、建物の出入口の近くに設けてください。
- 車いす使用者用駐車施設の幅は350cm以上とし、立て看板と路面マークで表示してください。

トイレ

- 多機能トイレ(腰掛便座、手すり等が適切に配置)を設けてください。
- 洗面器はレバー式や光感知式など操作が容易な水栓器具を設けてください。
- 乳幼児チェア、乳幼児ベッド、オストメイト対応洗浄設備を設けてください。

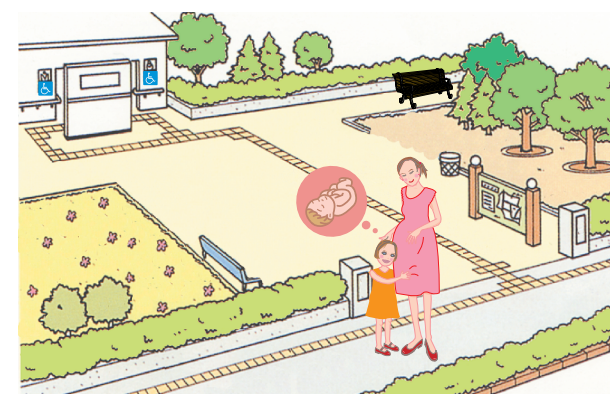
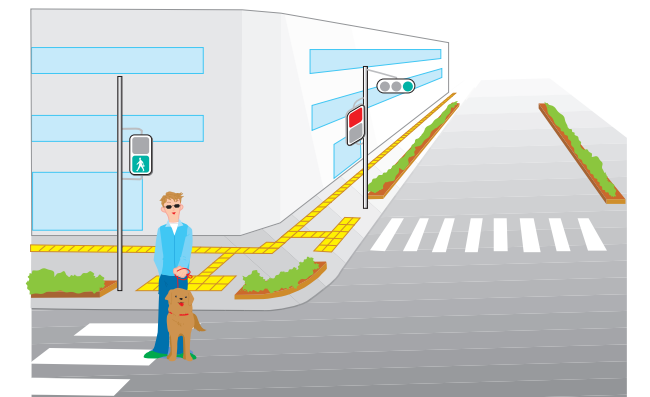


案内設備等

- 案内設備の高さ、文字の大きさ、色彩等は、見やすく理解しやすいものとしてください。
- 点字による表示を併用してください。
- 必要に応じて、ピクトグラム(図記号)や外国語による表示をしてください。
- 避難用誘導灯を設ける場合は、視覚情報と聴覚情報に配慮したものを設けてください。

道路(歩道・自転車歩行者道)

- 歩道の幅は350cm以上で、自転車歩行者道の幅は400cm以上としてください。
- 縦断勾配は5%以下、横断勾配は2%以下(透水性舗装等の場合は1%以下)としてください。
- 横断歩道と接する部分は、車道との段差は2cmを標準としてください。
- 必要に応じて点字ブロックを敷設してください。



公園等

- 出入口の幅は135cm以上としてください。
- 園路の幅は180cm以上としてください。
- トイレを設ける場合は、多機能トイレを設けてください。
- 駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車場を全体駐車台数に応じて設けてください。